



平成 21 年(行ウ)第 16 号・公金支出差止等請求事件

原告 植村振作ほか 28 名・被告 熊本県知事

2010 年 2 月 22 日

熊本地方裁判所民事第 3 部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 市 川 守 弘

弁護士 加 藤 修

弁護士 小 林 法 子

### 準 備 書 面

#### 1 路木ダム建設の問題点(自然環境)

- (1) 路木ダムは、全長約 6 キロメートルにすぎない路木川の中流に、治水及び利水を目的として熊本県が建設を予定するダムである。流水域は約 10.3 平方キロメートル(1030 ヘクタール)という極めて小さい面積しかない。
- (2) 路木川上流域及び路木ダム建設予定地は、雲仙天草国立公園内の特別地域である(自然公園法 13 条)。したがって、ダムという大きな河川工作物の建設によって河川の水量に増減を及ぼし、その他形状の変更を伴う場合は、環境省の許可を得なければならない。
- (3) 路木ダム建設予定地が、国立公園の特別地域であるということは、とりもなおさずその周辺の自然環境が豊かであることを意味する。路木川は、農業用水取水堰が存在するが、規模が小さいためにアユやウナギが遡上することを妨げず、事実上自然河川が残っている河川である。また上流にはシイ・カシを中心とした照葉樹林が広がり、この照葉樹林が路木川の河川を清流たらしめている。路木川の河口は、小さいながらも干潟が広がり、生

物相も豊かである。路木川は規模は小さいながらも照葉樹林という森林生態系に支えられた清流の河川生態系が保存され、この河川生態系が海洋生態系を支えるという、九州、日本を代表する有数の自然環境が保存されている地域である。

- (4) 具体的な自然環境についてはおって主張するが、本書面では次のような事実を指摘しておくこととする。

このダム建設による改変地及びその周辺では、植物としては、115科462種もの植物が生育する。特に、塩性湿地植物のフクド、シバナなどは、良好な干潟が残っていなければ生育しておらず、小さな河川ながらも河口付近には、干潟が成立していることを物語っている（県も「特殊な植物」としている）。また、確認されているタニワタリノキは、照葉樹林内に生育する植物だが、現在、日本全国の照葉樹林はすでに絶滅の危機にあり、このようなタニワタリノキはなかなか見られない。ラン科では、キンラン、サイハイラン、シュンラン、ナギラン、コクラン、シランなどが記録され、いずれも森林性であることから、照葉樹林が良好に残っていると考えらる。環境省のレッドリスト記載種としては、シバナ、キンチャクアオイ、ミズネコノオ、エドネ、キンラン、ナギラン、シランなどが確認されているが、シバナ以外は、いずれもやや閉鎖的な林床性の植物種であるとみなされるので、照葉樹林の良好さがやはり伺われる。動物相では、陸生動物237科1,144種、水生動物31科57種もの種がダム計画地周辺で確認されている。哺乳類では、本州、四国、九州ではもはや珍しいニホンイタチが生息し、鳥類では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律によって指定されているオオタカ、ハヤブサの生息が確認され、レッドデータブック記載のハチクマ、ハイタカ、サンショウクイ、ミサゴなどの生息地と

もなっている。

## 2 路木ダム建設の問題点（ダムの必要性）

- (1) すでに被告に求釈明を提出しているところであるが、路木ダム建設の必要性としての治水目的が、不明確である。これは路木川では過去洪水被害事態が発生していないという事実のほかに、被告の主張自体に不明確な点が存在するためである。求釈明でも原告らは述べているが、被告は「昭和57年7月の豪雨を踏まえて」、基本高水流量を算出し、それを前提に計画高水流量を決定している。ところが、乙第1号証の「ダムの概要」欄の「計画流量配分図」では「S43.9.24型洪水」とし、基本高水流量の算出が、昭和43年9月24日の洪水を前提に算出されているからである。つまり、二つの違う時期の洪水を前提にひとつの基本高水流量の算出をしているように見受けられるのである。被告は、一体、いつの、どこの、洪水を前提に、本件の路木ダム建設の治水対策を立てたのか明確にすべきである。
- (2) また、やはり求釈明でも述べているが、被告が提出する乙第6号証の別紙の「洪水被害」と称する工事写真が真実洪水被害なのか、という点についてである。当該場所が明らかでないが、原告らがその場所と思しき場所を見分したところ、そもそも堤防も存在しない場所で、地盤高がそのまま河岸になっており、「堤防の越流」などがそもそも存在しない場所なのである。もともと路木川は、従前から堤防の建設などがほとんど行われていなかった河川で、河岸がそのまま流域の地盤となっていた。そのこと自体が過去洪水被害のなかった事実を物語るが、被告はあえて「堤防を越流した」とするのであれば、その具体的事実を明らかにすべきである。

## 3 費用対効果

被告は、路木ダムの建設に当たって、費用対効果が1を超える必要があるこ

とを主張している(乙第2号証、2.5ページ)。この点は、原告らも争わない。路木ダムは、いわゆる「補助ダム」といわれるもので、国からの補助金支出を予定するダムであるところ、国からの補助金は費用対効果指数が1を超えなければ支出されないからである。もしこの費用対効果指数が1を下回れば、国からの補助金は支出されず全額が県の負担となる。つまりこの費用対効果は、路木ダム建設の費用支出に当たって、地方財政法の必要最小限度の原則を維持できるか否かの重要な指標となるものである。

そこで、原告は被告に対し、乙第2号証、2.5ページにおいて引用される「治水経済マニュアル(案)」(国土交通省河川局)の提出、及び被告のなした費用対効果の算出並びにこの算出に用いた(ないし当てはめた)具体的なデータを求めるものである。原告らは、被告からこのマニュアルの提出を受けることによって、被告の費用対効果の算出がこのマニュアルに従っていないことを具体的に論証することができるからである。